狛江市内に土地や家屋等の 固定資産をお持ちの方へ

相続に関する大切なお知らせがあります。

現所有者申告制度のご案内

狛江市

■現所有者申告制度とは?

現所有者申告制度とは、土地や家屋等の固定資産の所有者が亡くなられ、相続登記が完了していない場合に、相続人等の新たな所有者(現所有者※)となった方ご自身が現所有者であることを申告していただく制度です。

ご提出いただいた申告に基づき、不動産登記簿の名義が亡くなられた方から新たな所 有者の方へ変更されるまで、現所有者の方に固定資産税・都市計画税を課税します。

※現所有者とは、法定相続人(亡くなられた方の配偶者や子など)や遺産分割・遺言等により、固定資産を所有することになった方を指します。

□申告対象者

・狛江市内に固定資産を所有している方が亡くなられたことにより、現所有者となった方

□申告方法

- ・下記提出書類を、所有者が亡くなられてから3ヶ月以内に、狛江市役所課税課固定 資産税係へご提出ください。
- ・窓口のほか、郵送やインターネットからもご提出可能です。

【提出書類】

- □固定資産現所有者申告書兼相続人代表者届
- □相続が発生したことが確認できる書類(戸籍や死亡届等。※写しでも可)
- □申告者の本人確認書類の写し(マイナンバーカードや運転免許証等)
- □現所有者代表者の本人確認書類の写し(上記と同じ)
- ※本人確認書類は申告者と現所有者代表者が異なる場合のみ2部ご提出ください。

【提出先・問い合わせ】

郵送による提出先及び問い合わせ先

〒201-8585 東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号

市民生活部課税課固定資産税係 TELO3-3430-1111(内線 2267~2269)

インターネットによるご提出先

東京共同電子申請・届出サービス

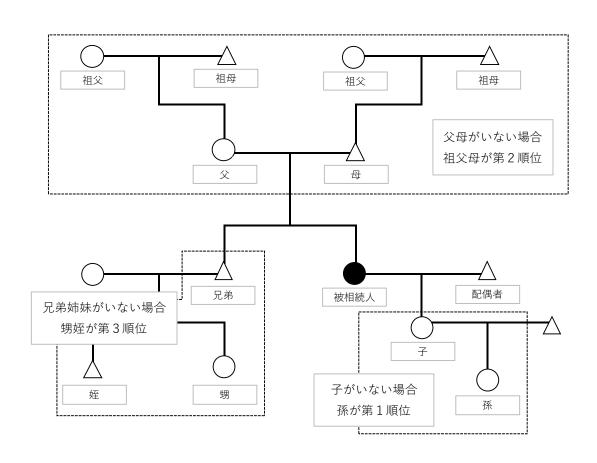
https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/index.html



- ・法定相続人について、民法第887~890条で以下のとおり規定されています。
- ▽第1順位…配偶者と子(ただし、子が相続開始前に死亡しているときは孫へ代襲相 続する)

(第1順位の子や孫等が不存在、相続放棄した場合は第2順位へ)

- ▽第2順位…配偶者と父母(ただし、父母が死亡している場合は祖父母へ) (第2順位である父母、祖父母が死亡、相続放棄した場合は第3順位へ)
- ▽第3順位…配偶者と兄弟姉妹(ただし兄弟姉妹が死亡している場合はその子(甥 姪)へ代襲相続する)
- ・第3順位の相続人も不在の場合は、法定相続人がいない状態となり、相続人不存在となります。しかし、遺言書等が作成されている場合は遺言書等で指定された人、特別縁故者による財産分与の申立があった場合は財産分与を受けた人が現所有者となります。



□注意事項

・この制度は、死亡者課税解消のために、<u>現所有者は氏名・住所等必要事項を記載し</u>た申告書を提出することが義務付けられました。

理由なく申告しなかった場合、過料が科せられる場合があります。

・この申告は固定資産税の課税に関するもので、相続登記(法務局)や相続税(税務署)とは関係ありません。

<u>この申告書によって登記や所有権移転は行われません。また、相続協議に影響を与え</u>るものではありません。

- ・相続が開始してから長期間放置した場合、法定相続人の数が増え、権利関係が複雑になるおそれがありますので、<u>早めに相続手続きを行うことをお勧めします。</u>
- ・現所有者とは、固定資産を単に所有している者ではなく、資産の承継等により当該資産を処分する権利を有する現実の所有者(法定相続人や遺言にて指定された人等)をいいます。
- ・今後の課税に関して、遺産分割協議等を行い相続登記が完了するまでの間、被相続 人が所有していた固定資産は、相続人等全員の共有財産となります。相続登記完了 後は新たに登記簿上に登録された方に課税します。
- ・相続登記によって名義変更を行っている場合は、現所有者申告書は不要です。 お手数ですが、その旨を狛江市役所課税課固定資産税係へご連絡ください。
- ・被相続人の資産については、毎年4月に送付している課税明細書にてご確認ください。 課税明細書は再発行が出来ないため、紛失された場合は被相続人の所有資産を一覧で記載した「名寄帳なよせちょう」等を有料で取得することでご確認いただけます。

詳細については、狛江市役所課税課固定資産税係へお問い合わせください。

- ・相続に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。
- ▽相続登記に関すること…東京法務局府中支局(16 042-335-4753)
- ▽相 続 税に関すること…武 蔵 府 中 税 務 署(161 042-362-4711)
- ▽相続放棄に関すること…東京家庭裁判所立川支部(16.042-845-0317)